

保護者さまへ

## 証明書の偽造、変造(無断作成、改変)について

保育所等利用申込などの手続きの際に、添付していただく就労証明書等の書類について、申請者自身が偽造、変造(無断作成・改変)した場合は、発行元の押印がない場合であっても「有印私文書偽造罪」「有印私文書変造罪」「私電磁的記録不正作出罪」の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ますのでご注意ください。

また、証明書の内容について、発行元に電話確認等行う場合があります。

### ①就労証明書等に係る電子データに無断作成・改変を行った場合

・私電磁的記録不正作出罪（刑法 161 条の 2 第 1 項）は、人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った場合

### ②押印のない就労証明書等を偽造、改変(無断作成・変造(無断作成・改変)した場合

・有印私文書偽造罪（刑法 159 条 1 項）は行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した場合

・有印私文書変造罪（刑法 159 条 2 項）は、他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した場合

①、②についてそれぞれ成立する。

(参考)

有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 3 年以上 5 年以下の懲役  
無印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金  
私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金